

船舶事故調査報告書

平成25年9月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成25年1月29日 02時00分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港仙台区南方沖 宮城県仙台市所在の仙台沖防波堤東灯台から真方位207° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯38° 14.4′ 東経141° 03.2′）
事故調査の経過	平成25年2月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 押船 第五十三開神丸、107トン 136558、開神海運有限公司 27.50m×13.18m×6.40m、鋼 ディーゼル機関、736kW、平成13年7月 B バージ 光鶴、780トン なし、開神海運有限公司 84.90m×15.40m×3.75m、鋼 機関なし、平成13年11月（竣工）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成3年9月26日 免状交付年月日 平成23年5月27日 免状有効期間満了日 平成28年9月25日
死傷者等	なし
損傷	A なし B なし のり養殖施設 のり網及びのり筏 <small>いかだ</small> の損傷及び固定ロープの切断
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、無人のB船の船尾にA船の船首部を結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、仙台塩釜港仙台区への入港待ちのために同区南方沖へ錨泊することとした。 船長Aは、周囲を確認したところ、養殖施設の灯火を視認せず、また、1.5Mレンジとしたレーダー画面でもボンデンやブイなどの映像

	<p>を認めなかったもので、その後、0.75Mレンジに切り替えて確認したものの、ボンデン等の映像を認めず、錨泊しても問題ないと思い、A船押船列は、平成25年1月29日02時00分ごろ、仙台塩釜港仙台区南方沖において、左舷錨を投じ、錨鎖4節を伸出して錨泊した。</p> <p>船長Aは、06時20分ごろ、仙台塩釜港仙台区へ入港するために揚錨しようとし、目視で周囲を確認したところ、のり養殖施設の中に投錨していたことに気付き、06時30分ごろ海上保安部に通報して救助要請を行った。</p> <p>A船押船列は、15時00分ごろ海上保安庁の潜水士が錨に絡まったのり網等を外し、タグボート2隻にえい航され、16時30分ごろ仙台塩釜港仙台区の岸壁に着岸した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約8～10m/s、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、仙台塩釜港仙台区への入港が初めてだったので、事前に代理店の担当者に依頼して同区の図面を入手していた。</p> <p>船長Aは、養殖施設の設置状況について、海上保安庁の「沿岸海域環境保全情報（CeisNet：シーズネット）」や「漁具定置箇所一覧図」による確認を行っておらず、また、地元の漁業協同組合からの情報収集も行っていなかった。</p> <p>船長Aは、投錨する際、船首方に市街地の明かりが見えていた。</p> <p>のり養殖施設は、仙台塩釜港仙台区南方沖の東西約1.5km、南北約2.5kmの範囲に区画された漁場内にあり、区画の周囲にはボンデンが、区画の先端部5か所には浮標灯がそれぞれ設置され、浮標灯の灯色は黄色、標準灯質は4秒1閃、光達距離は4.5kmであった。</p> <p>養殖施設を管理している漁業協同組合の担当者によれば、のり網及びボンデンは、ふだん、海面上に出ているが、風浪の影響を受ければ、海中に沈むことがあった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船押船列は、仙台塩釜港仙台区南方沖で錨泊する際、船長Aが、のり養殖施設が設置されていることを把握しておらず、また、同施設の浮標灯を視認しなかったとともに、レーダー画面でもボンデンやブイなどの映像を認めなかったことから、錨泊に支障がないと思って投錨したところ、左舷錨にのり網等が絡まって同施設が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、仙台塩釜港仙台区には初めての入港であったが、事前に養殖施設の設置状況を確認していなかったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、投錨する際、船首方に市街地の明かりが見えたことか</p>

	<p>ら、市街地の明かりに紛れてのり養殖施設の浮標灯に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船押船列が、仙台塩釜港仙台区南方沖で錨泊する際、船長Aが、のり養殖施設が設置されていることを把握しておらず、また、同施設の浮標灯を視認しなかったとともに、レーダー画面でもボンデンやブイなどの映像を認めなかったため、錨泊に支障がないと思って投錨したところ、左舷錨にのり網等が絡まって同施設が損傷したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖施設の設置状況について、事前に海上保安庁の「沿岸海域環境保全情報（CeisNet：シーズネット）」又は「漁具定置箇所一覧図」で確認するか、地元の漁業協同組合から情報収集を行うこと。